

沖縄県日本語教育機関結核健康診断事業補助金交付要綱

平成29年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康診断における胸部健診の促進により結核患者の早期発見を図るために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定に準じて健康診断事業（以下「補助事業」とする。）を行う日本語教育機関の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第102号）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）の別表第1に定める日本語教育機関（以下「日本語教育機関」とする。）の生徒で、当該年度に入学した者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、県内に存する日本語教育機関の設置者が、生徒に対して行う、法第53条の2第1項に準じて行う定期の健康診断のうち胸部エックス線検査に要する費用を支弁することをいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象事業の実施に必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当に限る）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をいう。

(補助金額)

第5条 法第60条の規定に準じ、補助金額は次の各号に掲げる額のうち、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額
- (2) 補助対象経費の実支出額の合計額
- (3) 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除して得た額

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、その実施事業年度分について、結核健康診断事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが

適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を結核健康診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の規定において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請にかかる事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

（事業計画の変更）

第8条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助金の交付の決定の内容となった事項を変更しようとするときは、あらかじめ結核健康診断事業計画変更承認申請書（第3号様式）に第1号様式別紙1から同様式別紙4までを添えて知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、結核健康診断事業実績報告書（第4号様式）を当該事業の完了の日から1月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による報告書を受領した場合には、報告書の提出書類の審査を行い、当該事業の実績が、その交付の決定内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、結核健康診断事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の概算払いを受けようとするときは、結核健康診断補助金概算払申請書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障が無いと認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第13条 知事は、補助事業者が補助金を補助事業以外の他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、又はこの要綱に違反した時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(提出書類の経由等)

第15条 この要綱により知事に提出する書類は、2通とし、当該書類を提出する者の住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由して提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	医療機関実施分
間接撮影(レンズカメラ)	(定)
〃(70ミリミラーカメラ)	(定)
〃(100ミリミラーカメラ)	(定)
直接撮影	(定)

注 「(定)」とは、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号)に定める健康診断の基準単価のことをいう。

第1号様式

(第6条関係)

第2号様式

(第7条関係)

第3号様式

(第8条関係)

第4号様式

(第10条関係)

第5号様式

(第12条関係)

第6号様式

(第12条関係)